令和２年度

学生募集要項

博士前期課程入学試験
（第２次募集）

出願資格審査申請書類提出期間（該当者のみ）	令和元年11月7日（木）～11月8日（金）
出願期間	令和元年11月25日（月）～11月26日（火）
試験日	令和元年12月14日（土）

和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科

和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程

入学者受入方針（アドミッションポリシー）

本学大学院保健看護学研究科博士前期課程は、広い視野と高邁な倫理観に立って保健看護学の学識を授け、この分野における研究および高度専門職を担うための卓越した能力を培うことで、保健・医療・福祉におけるニーズへの対応や、健康に関連する様々な分野との連携を図ることのできる、資質の高い保健看護専門職者および健康関連専門職者の育成を目的とします。

そのため、保健看護学研究科博士前期課程では、以下のような学生を求めます。

1．保健看護学分野における専門性を高めるための研究に意欲をもつ人
2．保健看護学以外の領域で学んだ知識と技能を保健看護学の研究へ応用、発展しようとする人
3．本課程で学ぶ知識と技能を医療や医療以外の領域へ応用、発展しようとする人
4．地域医療への貢献を研究的視点にもつ人

教育課程方針（カリキュラムポリシー）

保健看護学の分野における研究能力及び高度専門職を担うための卓越した能力を養うため、次のようにカリキュラムを編成します。

1．保健看護学の基礎的知識を修得できるよう共通必修科目を配置する。
2．研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識を修得できるよう共通選択科目、専門科目及び特別研究科目を配置する。

学位授与方針（ディプロマポリシー）

本学大学院保健看護学研究科博士前期課程は所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格するとともに、次に掲げる事項を修得したと認められる者に修士（保健看護学）の学位を授与します。

1．保健看護学の分野における専門的な学識を修得している。
2．将来、研究を行うための倫理観・基礎知識・技術を有している。
3．高度専門職業人として必要な能力が身についている。

なお、本研究科を修了しても、看護師・保健師・助産師国家試験の受験資格は取得できません。

令和２年度
和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程
学生募集要項（第２次募集）

所在地及び電話番号
和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科
〒 641-0011　和歌山市三葛 580 番地
電話番号　073-446-6700

１ 募集人員

研 究 科 名	専 攻 名	課程	募集人員
保健看護学研究科	保健看護学専攻	博士前期課程	若干名　※

募集する領域・分野

○ 健康科学領域

〈分野〉健康増進学、神経機能形態学、発育・育成学、メンタルヘルス学、社会予防疫学、対人援助コミュニケーション学

○ 基盤看護学領域

〈分野〉基礎看護学、高齢者看護学、慢性看護学、急性看護学、がん看護学

がん看護学分野には、「がん看護専門看護師コース」（46 単位課程）を併設しています。同コースは、長期履修制度を活用して行います。10 ページ**長期履修制度**を参照してください。

○ 生活・地域保健学領域

〈分野〉母性保健学、小児保健学、地域看護学、在宅ケア看護学、環境保健学

※既に定員に達している分野は、ご希望に添えない場合があります。

２ 出願資格

Ⅰ 一般選抜

次の(1)～(10)の各号のいずれかに該当する者。

Ⅱ 社会人選抜

次の(1)～(10)の各号のいずれかに該当する者で、出願時に通算 2 年以上の実務経験を有し、かつ現在も就業している者。

ただし、実務経験とは実際に携わった業務に関する経験をいうものとする。

(1) 大学を卒業した者または令和 2 年 3 月卒業見込みの者

(2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者または令和 2 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者または令和 2 年 3 月 31 日までに修了見込みの者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者または令和2年3月31日までに修了見込みの者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置づけられた施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または令和2年3月31日までに修了見込みの者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または令和2年3月31日までに修了見込みの者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により本大学院以外の大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると本研究科が認めた者

(9) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本研究科が認めた者

(10) その他、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、令和2年3月までに22歳に達する者

注1　上記(8)～(10)により出願しようとする者は、出願前に出願資格の認定が必要となります。5ページの**8　出願資格審査**を参照して申請してください。

注2　がん看護専門看護師コースについては、看護師免許を持ち、出願時に通算3年以上臨床で「がん看護」の実務経験が必要です。

3 出願手続

(1) 出願方法

郵送のみとします。入学検定料を振り込んだ後、出願書類を「入学願書」用封筒にて、書留速達で郵送してください。

(2) 出願期間

令和元年11月25日（月）～11月26日（火）（必着）

(3) 出願書類

① 入学願書

本研究科所定の用紙を使用してください。

② 写真カード及び受験票

出願前3か月以内に撮影した写真を所定欄に貼付してください。

写真は、無帽、上半身正面（受験時に眼鏡を着用する者は、眼鏡を着用し撮影したもの）、縦4㎝×横3㎝の大きさで、裏面に氏名を記入したもの。

③ 成績証明書

出身大学の学長または学部長が作成し、厳封したもの。

大学以外の教育機関で教育を受けた者は、当該校の成績証明書を提出してください。

④ 大学の卒業（見込み）証明書

出身大学の学長または学部長が証明したもの。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者は学士の学位授与証明書を、授与される見込みの者は学位授与申請受理証明書を提出してください。

⑤ 志望理由書

本研究科所定の用紙を使用し、志望理由及び研究につながる関心領域について1,000字以内にまとめた出願者の自筆のもの。

⑥ **健康診断書**

本研究科所定の用紙を使用し、出願前3か月以内に医師が作成したもの。

⑦ **就業証明書**

社会人選抜を希望する者は、出願時に通算2年以上の実務経験を有し、現在も就業していることの証明が必要ですので、本研究科所定の用紙を使用し、就業先の代表者が証明した就業証明書を提出してください。(2か所以上の証明が必要な場合は、用紙をコピーして使用してください。)

なお、がん看護専門看護師コースの受験を希望する者は、出願時に通算3年以上臨床で「がん看護」の実務経験を有していることが、就業証明書の「業務内容」欄に記載されている必要があります。

⑧ **「受験票」用封筒**

住所、氏名及び郵便番号を記入し、簡易書留速達郵送用として694円分の切手を貼付してください。

⑨ **あて名票**(合格通知書等送付用)

住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

(4) 入学検定料

30,000円

本要項に綴り込まれている入学検定料振込依頼書を使用して30,000円を振り込み、入学検定料振込金受付証明書(C票)を入学願書の裏面に貼ってください。

① 金融機関窓口(ゆうちょ銀行を除く)での振り込み〈電信扱い〉に限ります。
ＡＴＭでの振り込みはできません。振込手数料は出願者負担となります。

② 振込依頼書は、太枠で囲まれている記入欄に必要事項を全て黒ボールペンで正確明瞭に記入し、A票・B票・C票を切り離さずに金融機関へお持ちください。

③ 出願受理後は、既に納入された入学検定料は返還しません。

(5) 出願書類の送付先

〒641-0011 和歌山市三葛580番地　和歌山県立医科大学保健看護学部事務室

(6) 出願についての注意事項

① 必ず本研究科の志望する領域・分野の教授と事前相談を行ってください。なお、事前相談は、保健看護学部事務室(073-446-6700)へ申し込んでください。

② 書類等に不備がある場合には受理できません。出願の際には十分注意してください。

③ 卒業証明書等と現在の姓が異なる場合は、改姓したことがわかる書類(戸籍抄本等)をあわせて提出してください。

④ 受理した出願書類及び入学検定料は、理由のいかんを問わず返還しません。

⑤ 出願手続を完了した者には、「受験票」及び「受験者心得」を送付します。
なお、受験票は到着するまで若干の日数を要しますが、令和元年12月10日(火)までに到着しない場合は、保健看護学部事務室まで問い合わせてください。

⑥ 出願書類等に虚偽の記載があった場合は、入学後でも入学を取り消すことがあります。

⑦ 入学を志願する者で、身体に障害があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする者は、出願前(令和元年10月29日(火)まで)にあらかじめ本研究科に相談してください。

4 選抜方法等

入学者の選抜は、英語、専門科目、面接、提出された出願書類によって総合的に行います。なお、社会人選抜での出願者については、実務経験等を考慮します。

(1) 試験日

令和元年12月14日(土)

(2) 時間割

時　間	内　容
9：00 ～ 10：00	英　語 *
10：30 ～ 12：00	専門科目
13：00 ～	面　接

* 英語の辞書１冊（電子辞書は除く）を持ち込むことができます。

(3) 試験会場

和歌山県立医科大学三葛キャンパス

(4) 注意事項

① 昼食は各自で準備してください。

② 宿泊の斡旋はいたしません。

③ 試験会場には駐車場がないので、公共交通機関等を利用してください。

5 合格者の発表

(1) 発表日時及び場所

日時：令和元年12月26日(木)　15:00

場所：和歌山県立医科大学三葛キャンパス　管理・校舎棟　正面玄関前

(2) 発表の方法等

合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知を書留速達で送付します。

また、参考までに、本学ホームページ上において、12 月 26 日(木)17:00（予定）から一定期間合格者の受験番号を掲示します。

なお、入学者選抜試験結果に関する問い合わせには応じておりません。

6 入学手続

(1) 手続期間

令和2年1月9日(木)、1月10日(金)　9:30～17:00

(2) 手続場所

和歌山県立医科大学三葛キャンパス　管理・校舎棟1階　事務室

(3) 手続の方法等

① 手続に必要な書類は、合格通知書と一緒に送付します。

② 手続は、本人または代理の者が来学するか、もしくは郵送で行ってください。

③ 所定の期日、時間内に入学手続を完了しなかった者は、入学を辞退したものとします。

7 学費等

種　別	入　学　金	授　業　料
金　額	282,000 円	年額　535,800 円 (5 月と 11 月に分納)

注）上記の金額は改定されることがあります。改定時から新しい金額が適用されます。

① 入学後、学生教育研究災害傷害保険料、研究・実習のための費用が別途必要となります。
② 入学金及び授業料については、減額または免除の制度があります。

8 出願資格審査

出願資格(8)～(10)により出願しようとする者は、出願前に資格審査を行いますので、次の申請書類を期日までに提出してください。

(1) 申請方法

郵送のみとします。申請書類を市販の封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。
封筒のおもてに**「出願資格審査申請書在中」と朱書き**してください。

(2) 資格審査申請書類提出期間

令和元年11月7日(木)～11月8日(金)(必着)

(3) 申請書類

① **出願資格審査申請書**
本研究科所定の用紙を使用してください。

② **卒業証明書**
高等学校及び最終学歴として記載した学校等の両方の証明書を提出してください。

③ **就業証明書**
出願時に通算2年以上の実務経験を有していることの証明が必要ですので、本研究科所定の用紙を使用して、就業先の代表者が証明した就業証明書を提出してください。(2か所以上の証明が必要な場合は、用紙をコピーして使用してください。)
なお、社会人選抜を希望する者は、出願時に通算2年以上の実務経験を有し、現在も就業していることの証明が必要です。また、がん看護専門看護師コースの受験を希望する者は、出願時に通算3年以上臨床で「がん看護」の実務経験を有していることが、就業証明書の「業務内容」欄に記載されている必要があります。

④ **結果通知用切手**
出願資格審査結果を通知するための簡易書留速達郵送用切手を694円分同封してください。

(4) 申請書類の送付先

〒641-0011 和歌山市三葛580番地　和歌山県立医科大学保健看護学部事務室

(5) 出願資格(10)の審査基準

出願資格(10)により出願資格審査を受けることのできる者の学歴・実務経験等の基準は、高等学校を卒業のうえ、次の基準を満たしていることです。

最　終　学　歴	最終学歴以降の実務経験年数
短期大学を卒業した者	2年以上
高等専門学校を卒業した者	2年以上
修業年限が2年以上の専修学校を卒業した者	2年以上
外国の大学の日本校、外国人学校、専修学校（専門課程を除く）、各種学校の修了者及び卒業者	大学卒業までの最短修業年数(16年)から、最終学校卒業または修了までの最短修業年数(16年に満たない年数）を控除した年数（ただし、最低2年を要する）

９ その他

(1) 入学取消

出願資格(1)～(6)で出願し、入学手続をした者であっても、大学等を卒業（修了等）できない場合には、入学を取り消します。

(2) 入学手続時における「承諾書」の提出

現在在職中の者で、入学後も継続する場合は、修学に専念できるよう、所属長または代表者の「承諾書」（合格通知に同封）を提出してください。

(3) 出願書類等に記載されている個人情報及び入試情報は、選考目的以外には利用しませんが、入学者にあっては、本研究科における教育目的や学生生活に関連して利用する場合があります。

10 試験会場の案内

《交通機関》

◎JRを利用する場合は

紀勢本線紀三井寺駅下車

東口から徒歩約 10 分

◎バスを利用する場合は

南海和歌山市駅（1番乗場）※からは

40 海南駅前行（本町二丁目・JR 和歌山駅経由）

42 マリーナシティ行（本町二丁目・JR 和歌山駅経由）

44 紀三井寺駅・医大病院行

（本町二丁目・JR 和歌山駅経由）

JR和歌山駅（1番乗場）からは

40 海南駅前行（新手平経由）

42 マリーナシティ行（新手平・琴の浦経由）

44 紀三井寺駅・医大病院行（新手平経由）

JR海南駅前（1番乗場）からは

40 南海和歌山市駅行（新手平・JR 和歌山駅経由）

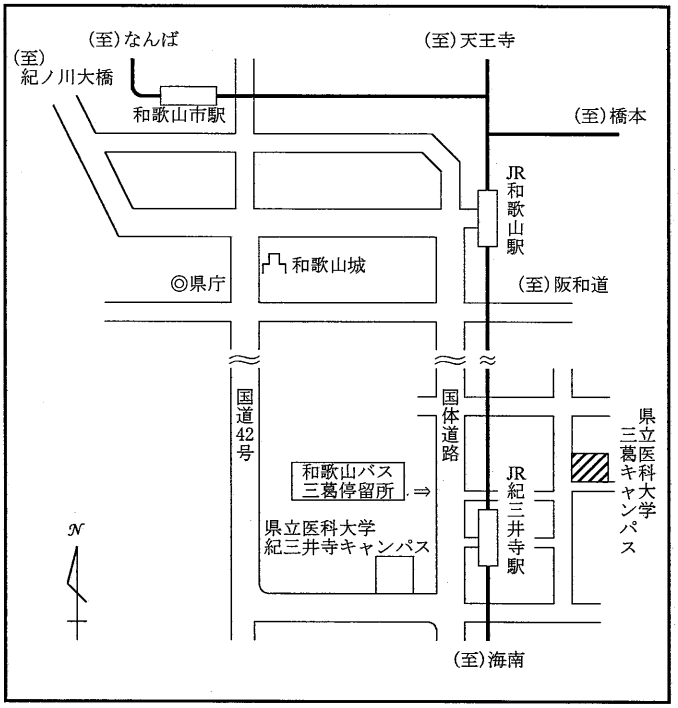

上記いずれも

三葛（みかずら）停留所下車　徒歩約 10 分

※「南海和歌山市駅」では、バスターミナル改修工事を行っており、バス乗り場やバス乗り場番号が変更されることがあります。最新の情報をご自身でご確認ください。

《会場案内図》

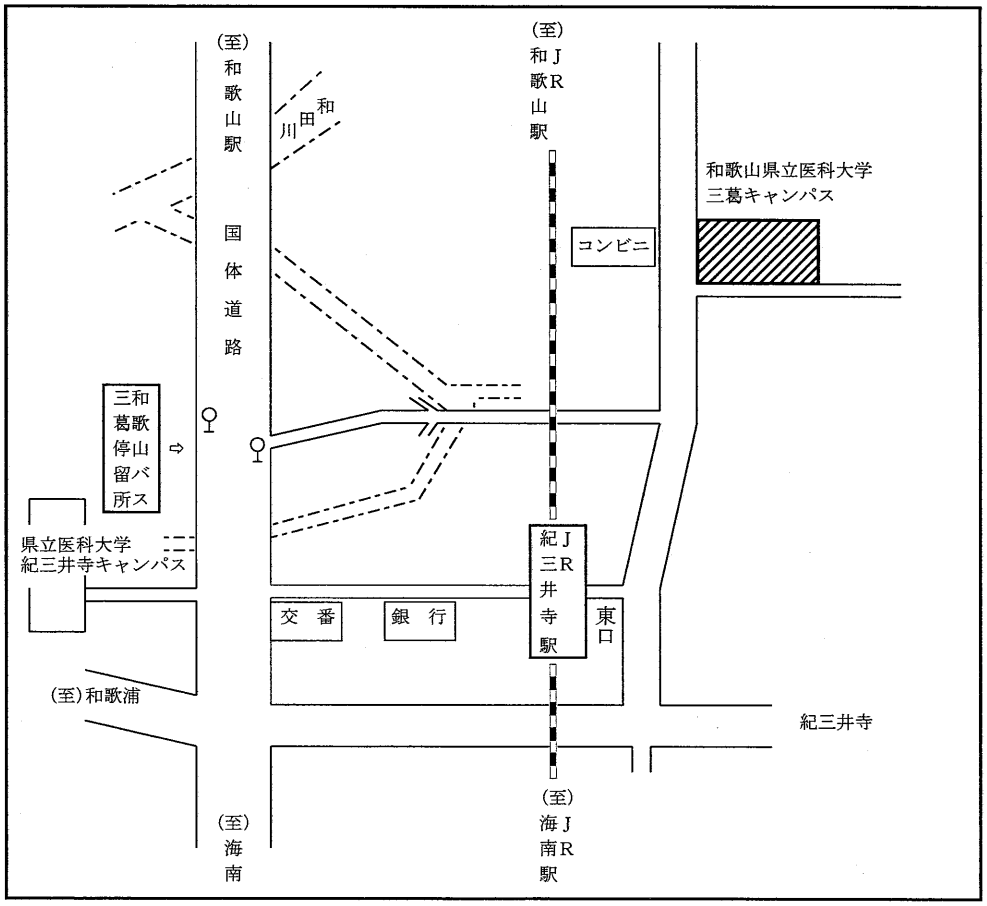

和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科博士前期課程の概要

1 教育理念

広い視野と高邁な倫理観に立ち、人間の尊厳を重視する保健看護学における教育・研究を推進し、健康に関する様々な分野と連携しながら保健・医療・福祉を取りまく環境に先駆的に対応できる専門職を育成する。

2 教育課程

カリキュラムは、共通科目と専門科目で構成される。専門科目は健康科学領域、基盤看護学領域、生活・地域保健学領域の３領域１６分野から構成されている。

また、社会人学生に対しては、時間割上の配慮をする。

<table>
<tr><td colspan="2">共通科目</td><td>必修科目　英語文献講読、保健看護学研究法、保健看護情報統計学
選択科目　保健看護学概論、健康マネジメント政策論、ヘルスケアエシックス、
看護教育論、看護管理論、看護理論、医療と法、コンサルテーション論、
家族看護学、健康測定評価論、健康栄養学
※フィジカルアセスメント、※病態生理学、※臨床薬理学
（※印科目は、がん看護専門看護師コースの必修科目）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門科目</td><td>健康科学</td><td>身体的、精神的、社会的側面から「健康」の保持増進に関連する諸科学を探究する領域
a 健康増進学特論・演習：生活習慣と疾病との関連、疾病の予防、健康管理活動、健康行動変容のための効果的方法などについて教授する。身体活動が身体に及ぼす影響についても、運動生理学的知識にとどまらず、総合的に教授する。循環器疾患の予防を中心とした研究を行い、地域における健康づくりに関連する修士論文を作成する。
b 神経機能形態学特論・演習：神経系は、身体の隅々まで張り巡らされ、最も重要な感覚・統合・行動の３つの働きをしている。その神経系の機能、形態および障害・疾患について教授し、認知症、脳卒中、脳腫瘍や脳神経外科手術後の神経学的後遺症などの問題から中枢神経系の健康を多角的に探究し、生活と健康を維持しうる実践能力を身につけられるよう指導する。
c 発育･育成学特論・演習：年齢による診療の分断をなくし、保健、医療、福祉の観点から包括的、全人的に子どもを診る新しい概念を教授する。てんかん、運動障害、精神遅滞をひき起こす神経疾患や、自閉症、注意欠陥/多動性障害などの発達障害による子どもの発達と、それに関連する児童虐待、いじめ、不登校、家庭内暴力、ひきこもり、非行などの社会的課題について探究する。
d メンタルヘルス学特論・演習：「精神の障害」とは何かについて考えるために、医学的・社会学的・人間学的な様々な視点を提示する。そこから、「精神の障害」を持つことが人にどのような生きにくさをもたらすのか、それを持つ人達にはどのような支援が必要なのかを探求する。研究は、精神をとりまく問題についてとくに制限を設けず、個々の問題意識を発展させていきたい。
e 社会予防疫学特論・演習：小児期から老年期に至るライフステージの各段階において、人々の健康に影響を及ぼす生物学的・社会環境的要因と疾病発生との関係について論ずるとともに、集団の健康状態の把握から健康阻害・促進要因の同定、そして疾病予防や健康増進のための有効な手段を導くための疫学的なアプローチについて解説する。さらに、地域や職域における健康管理活動の立案と実践および評価の具体的方法について理解を深める。
f 対人援助コミュニケーション学特論・演習：対人援助職（医療者・指導者・教育者）が現場で直面する対人コミュニケーションの諸問題、並びに、ケアする側・される側の抱える職場の対人関係や、家族・友人などの親しい対人関係における課題を、社会心理学・コミュニケーション学・社会言語学などの人文社会科学的理論を応用して分析し、解決方略を提案する能力を高める。</td></tr>
<tr><td>基盤看護学</td><td>看護学の専門性に対応した看護学各分野における実践者、研究者、教育者の育成を目指す領域
a 基礎看護学特論・演習：看護学の専門性にかかわる主要な概念と看護理論を検討し、実践の科学としての看護学の特質を探究する。根拠に基づいた看護を実践するための看護技術やその評価方法について教授し、質の高い看護ケアを提供するための看護技術や看護サービスを探究する。</td></tr>
</table>

		b 高齢者看護学特論・演習：年齢を重ね、さまざまな障害に適応しながら自己実現を目指す人々に関わる看護専門職者の高い看護実践や保健活動を探究する。また、急性創傷や褥瘡などの慢性創傷のある高齢者への看護技術の開発に関する研究を行い、高齢者の健康に寄与することをめざす。 **c 慢性看護学特論・演習**：慢性疾患と共に生きる人々へのアプローチの基礎となる概念について教授し、慢性疾患患者の療養行動の特性、その生活に及ぼす影響を社会心理的に探究し、患者及び家族の生活の再構築、ＱＯＬの維持と健康増進に必要な自己管理のための患者教育を行う能力を養う。 **d 急性看護学特論・演習**：ストレス・コーピング理論、トランスセオリティカル理論、危機理論、障害受容論など、生命危機の状況が人間に及ぼす影響についての理論の理解を深め、患者や家族の反応、危機が生活に及ぼす影響などを社会心理的に探り、その実践への適用を探究する。 **e がん看護学特論・演習**：がん患者への適切な看護援助を実践し、患者のＱＯＬを高めるための基礎的な理論を修得する。とくに、がんサバイバーとその家族の特徴を理解し、分析的・包括的に査定する能力を培う。さらに、これを基盤にがん患者の個別的なアセスメントと症状緩和、治療や生活の場の選択などについて理解を深め、実践および研究への活用に向け検討する。 **※がん看護専門看護師コースを併設しています。**
	生活・地域保健学	**家庭や地域、職域という人々の生活の場で展開される健康づくりの専門家を育成する領域** **a 母性保健学特論・演習**：リプロダクティブヘルスの視点から、ライフサイクル各期における女性の特性と健康生活に影響する諸要因について教授し、女性の生涯にわたる健康づくりに必要な支援方法を探究できるようにする。思春期・青年期・更年期女性を対象とした卵巣機能や月経に関する研究、周産期女性を対象とした母乳哺育や育児支援に関する研究などを行う。 **b 小児保健学特論・演習**：小児看護学の基盤となる成長発達理論・看護理論を学修し小児看護学の研究におけるEvidence-Based Nursingについて理解し、小児看護の質の向上に寄与する研究を行う。 **c 地域看護学特論・演習**：人びとの生活の場における看護のあり方を追究する基本的な考え方や、地域で個や集団・組織に対して行う看護活動、ケア資源開発やケア体制づくりの展開・評価方法、保健師の人材育成等への理解を深め、今後の地域看護活動の方向性や研究開発するべき課題を探求する。 **d 在宅ケア看護学特論・演習**：疾病や障害を持つ地域住民及びその家族を対象にその生活の質維持と向上、健康の維持増進回復を目指す在宅ケア看護学の役割と課題について探究できるようにするとともに、在宅ケア看護の制度化過程と関連要因、対象地域の特性を考慮した保健医療福祉ニーズの捉え方、保健医療福祉サービスの連携のあり方、ケアマネジメントとその活用方法及び在宅ケアシステムの開発と構築方法について教授する。 **e 環境保健学特論・演習**：生活環境、労働環境に焦点を当て、物理的要因、化学的要因のみならず社会的要因も含めて心身両面にわたる健康障害に関する基礎知識や、栄養、運動、休養に関するライフスタイルを通して健康を増進する活動とその評価法を教授する。地域で暮らす人々あるいは職業に従事する人々の健康に関する問題などを研究する。
	特別研究	保健看護学研究の意義や特徴を理解し、作成した研究計画に対し、倫理審査を受けていなければそれを受け、研究活動を実施し、その成果を論文としてまとめる。

がん看護専門看護師コースの概要

46単位（実習10単位・課題研究4単位を含む）を3年間かけて履修する教育課程です。「専攻分野専門科目」として「がんリハビリテーション看護」と「緩和ケア」の2科目（各4単位）を履修する必要があります。これは、いわゆる専門看護師のサブスペシャリティーと呼称される分野です。実習科目として、がん看護学実習Ⅰは「役割実習（2単位）」、Ⅱは「困難事例実習（3単位）」、Ⅲは「臨床判断及び身体管理実習（3単位）」、Ⅳ「統合実習（2単位）」が設定されています。

本コースの受験資格は、①「看護師免許」を持ち、② 3年以上臨床で「がん看護」の実務経験を有することが必要です。実習期間中は、病院で勤務できません。本コースの入学にあたり勤務先の所属長または代表者の「承諾書」（合格通知に同封）を必要とします。

修了後は所定の実務経験を経て「がん看護専門看護師」認定試験を受験し、合格すると「がん看護専門看護師」に認定されます。

長期履修制度

(1) 趣旨：職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士前期課程2年）での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。

(2) 長期履修制度の対象学生：長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）で標準修業年限で修了することが困難な者

② その他やむを得ない事情を有し、保健看護学研究科長が特に必要と認めた者

(3) 長期履修期間：長期履修生の履修期間は、3年または4年とします。長期履修期間の延長は認めません。

(4) 長期履修制度の申請時期：入学時のみに限ります。その後の申請は認められません。

(5) 提出書類：申請書類として、長期履修申請書、在職証明書等必要な書類を提出してください。申請書類に基づいて、審査を行います。

(6) 長期履修制度にかかる授業料（年額）：通常の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた年限の年数で除した額になります。
（在学中に授業料改定が行われた場合には、在学生にも新授業料が適用されます）

(7) 長期履修制度を希望する者は、必ず事前に指導担当の教授に相談してください。